

LP ガス取引適正化・料金の透明化に向けた取り組み宣言

当組合は令和6年4月2日に公布されました、「液化石油ガスの保安の確保および取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令」を遵守するとともに、保安の高度化・安定供給をより一層努めることを宣言いたします。

1. 過大な営業行為の制限

- ・ 私たちは、正常な商慣行を超えた利益供与を行いません。
- ・ LP ガス事業者の切替を制限するような条件付きの供給契約等を行いません。

2. 三部料金制の徹底

- ・ 私たちは、基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制を実施し、料金表示の透明化を図って参ります。

3. 賃貸住宅へのLP ガス料金等の情報提供

- ・ 私たちは、賃貸物件の入居希望者へのLP ガス料金について、関係会社等と連携し事前にガス料金を提示するよう努めます。

令和7年8月1日

新岩手農業協同組合

代表理事組合長 荻谷 雅行